

加茂小学校 PTA 会則

第一章 総則

第1条 本会は、福山市立加茂小学校 PTA と称し、事務局は加茂小学校に置く。

第二章 目的及び活動

第2条 本会は、学校と家庭、社会とが教育の共同責任を感じ、子どもたちの幸福のため努力し、健全な育成を図る。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 会員相互の教育研修活動
- (2) PTA 新聞の発行、その他広報活動
- (3) 学校施設、設備等の改善充実のための活動
- (4) 子どもの校外生活についての指導活動
- (5) 地域懇談会、校外活動、講演会などの教育研修活動
- (6) 子どもの学事奨励と、職員の研修活動
- (7) 子どもの保健衛生に関する活動
- (8) 必要に応じて他団体、機関と協力して行う活動
- (9) その他、本会の目的達成のために必要な活動

第三章 会員及び役員

第4条 本会は、加茂小学校児童の保護者と職員をもって組織する。

第5条 本会に、次の役員及び専門部を置く。

会長	1名	副会長	若干名	監査	2名	幹事	若干名	書記	1名
学年部	:	部長	1名	副部長	2名	役員	は各学級より	2名	
教養部	:	部長	1名	副部長	2名	役員	は各学級より	1名	
広報部	:	部長	1名	副部長	2名	役員	は各学級より	1名	
校外生活部	:	部長	1名	副部長	2名	役員	は各地域より	2名	

第6条 会長、副会長、監査、書記、専門部長は、総会において選出する。

幹事は、会員中より会長が委託する。

学年部役員、教養部役員、広報部役員は、各学級で互選する。

校外生活部役員は、各地域で互選する。

第7条 学年部副部長は、学年部役員中より互選し選出する。

教養部副部長は、教養部役員中より互選し選出する。

広報部副部長は、広報部役員中より互選し選出する。

校外生活部副部長は、校外生活部役員中より互選し選出する。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代理する。

監査は、会計監査をする。総会または全体役員会で報告する。

幹事は、庶務、会計を行う。

学年部役員は、主として学級・学年活動の推進と調整をする。

教養部役員は、主として教育研修の推進と調整をする。

広報部役員は、主として広報活動をする。

校外生活部役員は、主として校外指導・地域活動推進と調整をする。

第9条 役員の任期は1カ年とし、再選を妨げない。補欠の場合は、前任者の残任期間とする。但し、同一役職は、連続の場合2カ年とする。

第四章 機関

第10条 本会に総会を設け、最高決議機関であって、活動の計画・報告、予算・決算、役員の承認、規約の変更、その他の事項の審議決定を行う。

総会は、全会員をもって構成する。

但し、総会に次ぐ決議機関として、役員全員による全体役員会を設けることができる。

第11条 本会に総務委員会を設け、活動全般について企画立案すると共に、緊急な主要事項を決定し、分担して執行するものとする。

総務委員会は、会長、副会長、幹事、書記、各専門部部長、副部長、教職員代表と教職員担当をもって構成する。

第12条 本会に本部役員会を設け、専門部が所管する活動以外の事務処理と、各専門部との連絡・調整、並びに総会・総務委員会に提出する議案の調整を行う。

本部役員会は、会長、副会長、幹事、書記、各専門部部長、並びに教職員代表をもって構成する。

第五章 会議

第13条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会は、毎年1回とする。但し、会長が必要と認めた時、及び全会員の2/3以上の要求があった場合は、臨時に開くことができる。特別の場合は、全体役員会をもって総会にかえることができる。
- (2) 総務委員会・全体役員会は、会長が必要と認めた時、随時招集し、議長は副会長が司る。
- (3) 本部役員会は、会長が必要と認めた時、随時招集する。
- (4) 専門部各役員会は、各部長が認めた時、随時招集する。
- (5) 学年部副部長は、必要に応じて学級役員を招集することができる。学級役員とは、第5条に定める各学級より選出された役員とする。

第六章 会計

第14条 会費は、会員一人あたり月額250円（年額3,000円）とする。

第15条 本会の会計は、会費及び寄付金等によってまかなわれる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の決算は監査をうけて、予算とともに総会または全体役員会にはかる。

第七章 付則

第18条 本会則の変更は、総務委員会で原案をつくり、総会にはかる。

第19条 本会運営上必要な諸規定については総務委員会において定めることができる。

第20条 本会則は、1981年（昭和56年）4月1日施行
1984年（昭和59年）5月9日一部改正
1986年（昭和61年）5月10日一部改正
1989年（平成元年）5月6日一部改正
1991年（平成3年）5月11日一部改正
1992年（平成4年）5月9日一部改正
1998年（平成10年）5月13日一部改正
2000年（平成12年）5月10日一部改正
2020年（令和2年）5月11日一部改正